各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及 び運営に関する基準の一部を改正する省令等の施行について

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営 に関する基準の一部を改正する省令(平成21年厚生労働省令第129号)、障害 者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部 を改正する省令(平成21年厚生労働省令第131号)、障害者自立支援法に基づ く指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算 定に関する基準の一部を改正する件(平成21年厚生労働省告示第362号)、厚 生労働大臣が定める離島その他の地域の一部を改正する件(平成21年厚生労働省 告示第364号)、指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者とし て厚生労働大臣が定めるもの等の一部を改正する件(平成21年厚生労働省告示第 365号)、食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係 る利用料等に関する指針の一部を改正する件(平成21年厚生労働省告示第 367号)及び厚生労働大臣が定める施設基準の一部を改正する件(平成21年厚 生労働省告示第368号)が平成21年7月15日に公布され、それぞれ同日から 施行されたが、その内容は、下記のとおりであるので、御了知の上、管内市(区) 町村に対して周知徹底を図るとともに、その円滑な施行に特段の御配慮をお願いす る。

第1 改正の趣旨

多機能型事業所(指定生活介護事業や指定児童デイサービス事業など、2つ以上の事業を一体的に行う事業所)については、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定基準」という。)及び障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第174号。以下「最低基準」という。)等において利用定員等が定められているところである。

一方で、離島や中山間地等においては、障害福祉サービスの利用者や職員が確保できないなど、多機能型事業所に必要な各種の基準を満たすことが困難な場合があったところである。

このため、当該地域においても障害者に必要な支援が提供されるよう、今般、離島等における多機能型事業所の基準該当障害福祉サービスを創設することとしたものである。

第2 改正の概要

離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスの創設

- 1 利用定員等に関する基準
- (1) 離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める地域のうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして都道府県知事が認める地域であって、障害福祉サービスが提供されていないこと等により障害福祉サービスを利用することが困難な地域において、生活介護、児童デイサービス、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)(宿泊型自立訓練を除く。以下同じ。)、就労継続支援B型の各事業のうち2以上を一体的に行う事業所(以下「特定基準該当障害福祉サービス事業所」という。)において提供する障害福祉サービスの基準を特例的に定め、特定基準該当障害福祉サービス事業所として市町村が認める場合には、当該事業所の利用者に対して、特例介護給付費又は特例訓練等給付費を支給することとする。(指定基準第219条)
- (2) 特定基準該当障害福祉サービス事業所においては、事業所全体の利用 定員を10人以上とすることができることとし、その際、生活介護、自 立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労継続支援B型の事業 を行う各事業所における利用定員を1名以上とすることができること とする。(指定基準第222条、最低基準第89条第2項)

2 職員配置に関する基準

(1) 特定基準該当障害福祉サービス事業所の各事業において必要とされる 専門職(医師、看護職員、理学療法士、作業療法士等)については、必 要な数を確保すること。また、管理者については、特定基準該当障害福祉サービス事業所ごとに配置することとする。(指定基準第220条第1項及び第221条)

- (2) 生活支援員については、アに掲げる利用者を6で除した数、イで掲げる利用者を5で除した数、ウに掲げる利用者を10で除した数の合計数以上を置けばよいこととし、最低1人は常勤とする。(指定基準第220条第1項及び第3項、最低基準第90条第3項)
 - ア 生活介護・自立訓練(機能訓練)・自立訓練(生活訓練)の利用者 数
 - イ 児童デイサービスの利用者数
 - ウ 就労継続支援B型の利用者数
 - (例) 生活介護 4 人、自立訓練 2 人、就労継続支援 4 人が利用する多機能型の基準該当障害福祉サービス事業所の場合

必要となる常勤換算職員数は以下の通り(全て生活支援員で可)

- ·生活介護 $4 \, \text{人} \div 6 = 0.6 \, \text{人}$
- ·自立訓練 $2 人 \div 6 = 0$. 3 人
- ·就労B型 $4 \, \text{人} \div 1 \, 0 = 0 \, . \, \, 4 \, \text{人}$
- → 全体として常勤換算で1.3人以上の職員配置(そのうち1人は常勤)を行うことで指定基準を満たすこととする。
- (3) サービス管理責任者については、1人以上を置くこととし、最低1 人は常勤とする(最低基準第220条第1項及び第4項)。

また、指定基準第215条第2項に規定する多機能型事業所のサービス管理責任者と同様に、事業の開始から3年間は、多機能型の基準該当障害福祉サービス事業所において提供するいずれかのサービス管理責任者の要件を満たしていることとすればよいこととする。(指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平成21年厚生労働省告示第365号)第1号のロ)

3 設備に関する基準

設備については、生活介護の事業において必要とされる設備を備えることとする。(指定基準第223条)

4 運営に関する基準

運営については、サービスの質を確保し、介護給付費等の対象となる事業所としての適正さを確保する観点から、基本的に指定障害福祉サービス事業者と同様の基準を満たすこととする。

ただし、利用者負担額の徴収に関する規定や、近隣に他の障害福祉サービス事業者が存在することを前提に規定している規定等、特定基準該当障害福祉サービス事業の基準として適当でないものについては除外する。(指定基準第223条)

5 報酬について

特定基準該当障害福祉サービス事業所がサービスを提供した際に適用する単価については、一律に20人以下の単価(児童デイサービスについては10人未満の単価を、就労継続支援B型については20人以下かつ職員配置10:1の場合の単価)を適用することとする。

また、専門的な人員を配置した場合の加算(福祉専門職員等配置加算、 視覚・聴覚言語障害者支援加算)、サービス利用初期の手間を考慮した初 期加算、欠席時の対応に伴う欠席時対応加算等、各種の加算についても算 定できることとする。

ただし、利用者負担上限額管理加算については、特定基準該当障害福祉サービス事業所に対する報酬が償還払いであり、月の始めに利用者負担上限額が把握できないことから算定しないこととし、定員超過利用減算についても、定員を超過して利用する地域において離島等における特定基準該当障害福祉サービスが利用されることは想定できないため、算定しないこととする。(障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件(平成21年厚生労働省告示第362号))